

『休眠預金等』のお取扱いについて

お客様各位

城南信用金庫

平成30年1月1日より施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」と言います。）にもとづき、お客様よりお預りしている長期間異動の無いご預金（以下、「休眠預金等」と言います。）につきまして、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ移管させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に移管された休眠預金等につきましては、お客様よりお申出があれば当金庫該店舗の窓口において払戻しをいたします。

【休眠預金等の定義】

1. 休眠預金等とは
休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を言います。
2. 最終異動日等とは
休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。
3. 異動とは
当金庫における異動とは、以下の事由を言います。詳しくは、該当する預金規定をご確認ください。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

- （2）休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた事由

●預金種類ごとの認可事由は以下の通りです。

預金等の種類	認可を受けた事由
自動継続スーパードリーム	下記 ①② に掲げる事由
自動継続スーパー定期預金 自動継続ジャンボ 自動継続期日指定定期預金 自動継続変動金利定期預金 普通預金（あんしん口座含む）	下記 ①②③ に掲げる事由
納税準備預金	下記 ① に掲げる事由
当座預金	下記 ② に掲げる事由

- ①預金者等の申出による預金通帳または証書の記帳
- ②預金者等からの残高の確認（ATMまたはインターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りです。）
- ③城南総合口座取引規定で定める総合口座取引のうち、その1つに異動事由が生じた場合、他の預金においても、異動事由が生じたものとして取扱う

以上



城南信用金庫